

和歌山大学国際イニシアティブ基幹規則

制 定 令和 4年 3月28日

法人和歌山大学規程 第2411号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学国際イニシアティブ基幹（以下「基幹」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基幹は、和歌山大学（以下、「本学」という。）の教育研究及び地域のグローバル化を推進する中核として、本学のグローバル化方針を策定し、国内外の諸機関と連携した教育研究の展開により、本学並びに地域のグローバル化に寄与することを目的とする。

(構成機関)

第3条 基幹は、次の附属機関で構成する。

- (1) グローバル化推進センター
- (2) 日本学教育研究センター
- (3) 国際観光学研究センター

(業務)

第4条 基幹は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の教育研究及び地域のグローバル化の推進に関すること
- (2) 日本学分野の教育研究に関すること
- (3) 観光学分野の教育研究に関すること
- (4) 基幹及び附属機関の予算、人事、年度計画に関すること
- (5) その他本学のグローバル化の進展並びに地域のグローバル化に寄与するための活動方針に関すること

(基幹長)

第5条 基幹に、基幹長を置き、学長をもって充てる。

- 2 基幹長は、基幹を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副基幹長)

第6条 基幹に、副基幹長を置く。

- 2 副基幹長は、基幹長を補佐し、基幹長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項の副基幹長は、学長が任命する。

(基幹教職員)

第7条 基幹に専任の教職員を置くことができる。

- 2 基幹に教職員を兼務させることができる。

(推進会議)

第8条 基幹に、第4条に規定する業務に関する重要事項を審議する推進会議を置き、次の各号の役員及び教職員をもって組織する。

- (1) 基幹長
- (2) 副基幹長
- (3) 日本学教育研究センター長

国際イニシアティブ基幹規則

- (4) 国際観光学研究センター長
- (5) グローバル化推進センター長
- (6) 基幹長が指名する基幹教職員
- (7) 国際交流課長
- (8) その他基幹長が必要と認めた者
(議長)

第9条 推進会議に議長を置き、第8条第1号の基幹長をもって充てる。

(開会)

第10条 推進会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第11条 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第12条 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第13条 基幹及び各会議の事務は、国際交流課において処理する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行により、和歌山大学研究グローバル化推進機構規則（法人和歌山大学規程第1768号）は、廃止する。

附 則（令和5年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2502号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月13日一部改正：法人和歌山大学規程第2681号）

この改正規則は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2818号）

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。